

公募型見積合わせ公告

国立大学法人大阪大学において、次のとおり公募型見積合わせ方式に付します。

1. 調達内容

- |              |                                  |
|--------------|----------------------------------|
| (1) 調達番号     | 医病002                            |
| (2) 調達件名及び数量 | 薬剤部門業務対応物流システム 1式<br>(別紙仕様書のとおり) |
| (3) 納入期限     | 令和3年7月30日                        |
| (4) 納入場所     | 国立大学法人大阪大学医学部附属病院薬剤部             |

2. 見積参加資格

- (1) 国立大学法人大阪大学契約規則第7条及び第8条の規定に該当しない者であること。
- (2) 本学と取引実績のある者であること。
- (3) その他経理責任者等が認めた者であること。

3. 見積書の提出場所等

- (1) 見積書の提出場所、契約条項を示す場所、国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の交付場所及び問合せ先  
〒565-0871 大阪府吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院 管理課 用度第二係  
電話 06-6879-5126
- (2) 国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得の入手方法  
本公告の日から上記3 (1) の交付場所にて交付します。また、インターネットにより本学ホームページにアクセスし、参加者心得を出力することもできます。
- (3) 見積書提出期限  
令和3年5月18日 (火) 17時15分

4. その他

- (1) 契約保証金 免除
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) その他詳細は、国立大学法人大阪大学が定めた「国立大学法人大阪大学公募型見積合わせ方式参加者心得」に定めています。

## 仕 様 書

件名：薬剤部門業務対応物流システム

大阪大学医学部附属病院（以下「当院」という）薬剤部にて使用の現調剤支援システム内の在庫管理システム（以下「本システム」という）を新たに作成するため、以下のとおり仕様を定めるものとする。

1. 本システムは、薬剤部門の物流が必要な場面で、薬剤部門業務である納品・部内部署間の在庫管理・払い出し・ピッキング支援・発注業務の効率化が図れるものであること。
2. 本システムは更新を予定している病院情報管理システム内の「物流システム」との連携を可能とすること。
3. 本システムは本院で稼働している物流システムとの連携が必要となった際に、連携が可能な設計であること。
4. 当院の病院情報システム端末上で動作することが可能であること。
5. 本院で稼働している物流システムの薬品マスタ（以下「上位マスタ」という）を流用または直接使い、本システムでのマスタメンテナンス作業を行うことなく業務が行えること。
6. 上位マスタを直接用いることができない場合は流用のためのインターフェイス (IF) を作成すること。なお、IF など上位側の改造が必要になる場合の費用は本調達に含めること。また、医療用医薬品マスタ (Medicode) の DB を取り込み、入力の手軽化を図ること。
7. 本システムと連携したハンディターミナルでの操作が可能であること。
8. 必要なハンディターミナルの台数は5台とし、その機器本体代金は充電台等の付属品を含め本調達に含めること。
9. ハンディターミナルは必要なネットワークの情報を別途当院と相談のうえ、当院病院情報システムの無線 LAN 内で運用できるものとする。
10. 本システムは本学職員と協議のうえ、本学が指定するサーバ等に格納すること。
11. 入院・外来調剤室内の薬品の在庫管理を行えること。
12. 病棟・外来部署別の定数配置薬品目管理が行えること。
13. 薬剤部内部署間の在庫移動処理が行えること。
14. 請求部門にて、ハンディターミナルの利用により請求品目・数量等の請求データを管理できること。また、手入力による追加・修正ができること。

15. 請求部門の請求情報により、在庫数量・補充点・発注量を基に請求データを自動作成できること。
16. 請求データの追加・修正等ができること。
17. 請求データは、部門別請求表として印刷できること。
18. 在庫データを入力することで、在庫の自動加算が行われること。
19. 未納品の処理が可能であること。
20. HIS からの処方せんデータから払出数を算出し、返品数を差し引いた実使用量の集計ができること。
21. 製剤室と薬品管理室を除く部内各部署はグループ関係を持ち、薬剤部窓口での払い出し操作や請求照会はグループ単位(グループで一覧画面にできる)で行うが、請求はそれぞれ個別に行うことが可能であること。また、部内請求は薬品管理室に対して行うという現システムの「中間倉庫」の概念を踏襲していること。
22. 本院で稼働している物流システムの棚番号をもとに棚卸表の作成を行えること。
23. 50音順の棚番表による索引を作成することができること。
24. 定期・臨時請求は薬剤部内で取り揃えるための帳票を発行し、発行した場合は帳票の発行またはピッキング入力をもって引き当てができること。
25. 各部内部署の棚に設定された請求点を参照し、在庫が発注点以下になったら自動発注・請求を行えること。また、品目ごとにそれを設定できること。
26. 本システムにおける医薬品の払い出しは、定期・臨時・破損再交付・定数補充・その他の区分を受け付けられること。
27. 調剤支援システムより注射・処方データ・検査薬データ(汎用データ)を受信すること。また、将来電子カルテの実施データを病院情報システムが送信する場合は、そのデータを受信可能な設計であること。
28. 薬剤部門システムからの受信データには中止データも含むこと。
29. 抗がん剤等調製時に余った薬剤は在庫量をプラスするなど、在庫調整の操作が可能であること。
30. 在庫切れで払い出せない場合は、未払い帳票(欠品リスト)が発行できること。
31. 返却・返品入力を兼ねることにより、ハンディターミナルでの照合にて実物を棚に返却する機能を有すること。
32. 本システムでの物流請求払い出し(定期・臨時・先渡し等)の際にはハンディターミナルによる照合が行えること。
33. 薬剤部から経営企画係に毎月提出している調剤データ(薬剤使用量データ)を事務にて直接取り出せること。
34. 請求の一部先渡しにおいては、窓口でのハンディターミナル照合時に引き当てができること。また、多くの部署を対象とするため、払い出し先の選択はバーコードなどを用い簡便に選択できること。

35. 特生物などロット管理の必要なものは、ハンディターミナルで照合時にバーコードから払い出す医薬品のロットを読み取り、記録できること。
36. 部内部署間での在庫移動の際は、簡便なデータ上の在庫移動が可能であること。
37. 電子カルテから実施情報を受けている場合は、そのデータと調剤データとを比較することで疑似的に返却薬データを作成でき、かつデータ出力できること。
38. 返品処理の機能を有し、以下の条件で処理が行えること。
  - ① 注射・内外用ともに処方箋番号をバーコード入力して該当個人処方を呼び出し、薬品毎に返品数を入力する。
  - ② 個人を特定できない返却については病棟単位で数を入力する。
  - ③ このデータは実在庫データに反映させないで、集計のみに使用する。
39. 本仕様書に定めのない事項については別途当院担当者と協議の上定めることとする。

# 見 積 書

調達番号： 医病002

調達件名： 薬剤部門業務対応物流システム 1式

見 積 金 額 金 \_\_\_\_\_ 円也

国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を熟知し、仕様書及び公募型見積合わせ方式参加者心得を承諾の上、上記の金額によって見積します。

令和 年 月 日

国立大学法人大阪大学 殿

住 所

会 社 名

氏 名

電話番号

[印]

- ※ 見積金額は、消費税額及び地方消費税額を除いた金額を記載してください。
- ※ 見積書の日付は、提出日を記載してください。
- ※ 本学が見積公告【2. 見積参加資格(1)(2)】以外に見積参加資格を示した場合、それを有しているかどうか証明するための書類を見積書に添付してください。

## 請負契約書(案)

請負の表示 薬剤部門業務対応物流システム

請負代金額 金 〇〇〇〇円也 (うち消費税額及び地方消費税額 〇〇〇〇円 )

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、請負代金額に110分の10を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人大阪大学医学部附属病院 病院長 土岐 祐一郎と受注者 〇〇〇〇との間において、上記の請負業務(以下「業務」という。)について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

第1条 受注者は、別紙1「仕様書」に基づいて業務を行うものとする。

第2条 受注者は、業務を行う上で知り得た発注者に関する事項を他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

第3条 受注者は、この契約を履行中に知り得た個人情報については、別紙2「個人情報取扱の特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

第4条 受注者は、本契約に基づく物品等の運送にあたっては、大阪府生活環境の保全等に関する条例第40条の15に規定する車種規制適合車等の使用義務を遵守するものとする。

第5条 納入期限は、令和3年7月30日とする。

第6条 受注者は発注者に対し、業務完了後、作業完了報告書を国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付する方法で交付するものとする。

第7条 請負代金は、1回払いとし業務の完了確認後、当該月の翌々月末までに支払うものとする。

第8条 請負代金の請求書は、国立大学法人大阪大学医学部附属病院管理課用度第二係に送付すべきものとする。

第9条 契約保証金は免除する。

第10条 受注者の故意又は過失により、発注者の建物・設備・装置を損傷させた場合は、その損傷について、受注者は賠償の責を負うものとする。

第11条 この契約についての必要な細目は、別冊の国立大学法人大阪大学が定めた製造請負契約基準を準用するものとする。

第12条 この契約について、発注者と受注者との間に紛争を生じたときは、発注者所在地の所轄裁判所の裁決によりこれを解決するものとする。

第13条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者及び受注者は、次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は、2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和3年 月 日

(発注者) 大阪府吹田市山田丘2番15号  
国立大学法人大阪大学医学部附属病院  
病院長 土岐 祐一郎

(受注者) 〇〇〇〇

## 個人情報取扱の特記事項

## (基本的事項)

- 第1 この契約により、発注者から業務を請け負った者（以下「受注者」という。）は、この契約による業務を行う上で、個人情報を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

## (秘密保持)

- 第2 受注者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならない。
- 2 受注者は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は本契約を履行する以外の目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知させなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (保管及び搬送)

- 第3 受注者は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するため、個人情報の厳重な保管及び搬送に努めなければならない。

## (再委託の禁止)

- 第4 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報の処理を自ら行うものとし、第三者にその処理を委託してはならない。

## (契約目的以外の利用等の禁止)

- 第5 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を当該業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

## (複写及び複製の禁止)

- 第6 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に係る個人情報を複写若しくは複製してはならない。

## (事故発生時の報告義務)

- 第7 受注者は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、その指示に従わねばならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

## (個人情報の返還等)

- 第8 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この契約による業務に係る個人情報を速やかに発注者に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。

## (適正な管理)

- 第9 受注者は、この契約による業務を学外で実施する場合には、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。この場合において、発注者の求めに応じ、責任者等の管理体制及び個人情報の管理状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

## (違反した場合の措置等)

- 第10 発注者は、受注者がこの特記事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。